

香 教 学 第 1 0 6 号
令和 7 年 6 月 1 3 日

市立小中学校長 殿

教育委員会教育長



児童及び生徒の学校生活における服装について（通達）

標記について、「児童及び生徒の学校生活における服装について」（令和 7 年 4 月 9 日付け香教学第 2 4 号教育委員会事務局教育部学校教育課長通達）により通達したところであるが、一部の学校において、児童及び生徒が標準服を着用せずに体操服等で登下校している状況がいまだ見受けられることは遺憾である。

本市における市立小中学校においては、真美ヶ丘西小学校を除いて標準服が定められており、体操服を含む学校生活において着用すべき服装についても各学校の校則等により規定されている。

標準服や体操服が定められていることについては、児童及び生徒に対して服装の観点から社会生活上の規律に関する教育的な側面があり、礼節を尊重する態度や公共意識の醸成、時と場合に応じた判断力の育成等を狙いとしているほか、身体の可動域を考慮した上での機能性や清潔な衛生状態を確保するとともに、当該児童又は生徒の所属を表す目的も併せ持っているものである。

については、真美ヶ丘西小学校を除く各学校における児童及び生徒の服装については、特別の事情のない限り、基本的には校外学習や体育の授業等以外の場面、少なくとも登下校時や式典挙行時においては標準服とし、服装に関する指導に当たっては、前記目的を的確に説示した上で適切に対応されたい。

なお、夏期における熱中症対策としては、環境省及び文部科学省による「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和 6 年 4 月 追補版）」に記載されているとおり、暑い日には帽子等により日ざしを遮るとともに通気性と透湿性の良い肌着等を選択するように指導することとするほか、小学校においては、特別の事情の有無にかかわらず、式典挙行時を除き、毎年 6 月 1 6 日から第 1 学期終業式までの期間及びその他の期間であっても熱中症警戒アラートが発表されている日については体操服等で登下校させることとしても差支えないものとする。また、肌荒れ等の健康上の理由により特別の配慮が必要な児童又は生徒については、個別の事情を考慮して適切に対応されたい。

加えて、現行の標準服が通気性に優れないなど、材質等について改善を加える必要があると思料する場合は、教育委員会事務局教育部学校教育課まで相談されたい。

【問合せ先】

香芝市教育委員会事務局教育部学校教育課
担 当：陀安

所在地：〒639-0292

奈良県香芝市本町 1 3 9 7 番地

電 話：0 7 4 5 - 4 4 - 3 3 3 5（直通）